

防衛関係費について

主計局主計官
西田 安範

1. はじめに

平成20年度防衛予算の編成は、激動に見舞われた。

周知のとおり、平成19年9月に開会した第168回臨時国会においては、与野党の攻防の焦点がインド洋における給油・給水活動に関する新法に集中した。その間に、前防衛事務次官の逮捕等の事案が明らかとなったことを契機に、防衛装備品の調達をはじめとする防衛省をめぐる問題が国会での盛んな議論の対象となり、更に、メディアの報道を通じて世間の注目も集められた。

こうした中、予算編成の担当者としても、防衛予算に対する納税者の視線が日を追って厳しくなっていくのを感じつつ、例年に増して気を引き締めて編成作業に携わった。

数字から言えば、平成20年度防衛関係予算は4兆7,796億円で、前年度比▲0.5%（▲217億円）となった。これは、原油価格の高騰、19年度人事院勧告による9年ぶりのプラスの給与改定、米軍再編の進捗に伴う関連経費の大幅な増加、といった予算増加要因を抱える中、装備品をはじめとするあらゆる経費を厳しく見直した

結果、平成19年度予算の前年度比▲0.3%（▲123億円）を上回る幅の削減を行ったものである。これにより、防衛予算は初めての6年連続のマイナスとなるとともに、平成7年度以来、13年ぶりの水準となった。（参考1）

本稿において平成20年度防衛予算を概観するにあたり、まず、防衛予算の構造的な特徴と課

（参考1） 防衛関係費の推移

年 度	当初予算額 億円	伸 率 %	対 GDP 比 %
平成7	47,234	0.9	0.96
8	48,452	2.6	0.98
9	49,473	2.1	0.96
10	49,394	△0.2	0.95
11	49,319	△0.2	0.994
12	49,355	0.1	0.989
13	49,550	0.4	0.96
14	49,557	0.0	0.999
15	49,527	△0.1	0.993
16	49,026	△1.0	0.98
17	48,560	△1.0	0.95
18	48,136	△0.9	0.94
19	48,013	△0.3	0.92
20	47,796 (47,426)	△0.5 △0.8	0.91 (0.90)

- （注）1 SACO、米軍再編（地元負担軽減に資する措置）を含む。ただし、平成20年度の下段（ ）書きは、SACO、米軍再編（地元負担軽減に資する措置）を除いたものである。
2 19年度以前の予算額は、20年度との比較対照のため組替え掲記している。
3 対GDP比については、各年度の政府案時の政府経済見通しとの比較によるものである。

題を概観した後、平成20年度予算編成の主要な取組みである装備品調達改革と在日米軍駐留経費負担の見直しについて述べ、加えて、その他の予算編成上の諸論点を簡潔に紹介することとしたい。

2. 防衛予算の構造と新規後年度負担抑制の取組

防衛関係費は、①人件・糧食費（隊員等に支給される給与等及び営内で生活している隊員等の食事代）、②歳出化経費（過去の年度に締結した契約に基づいて生じる当年度の支払い）、③一般物件費、の3つに分類して分析する手法が一般的である。近年の防衛関係費は①と②が合計で全体の約8割を占め、またその割合も上

昇傾向にあるなど、予算の硬直性が高まってきている。（参考2）

また、今後の防衛予算を巡っては、退職手当や米軍再編関連経費の増加が見込まれているほか、国際テロ・弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への対応のための経費や自衛隊の国際的な活動などにも的確に対応していく必要があるところである。

これらの状況に鑑みれば、防衛予算の柔軟性を回復して持続可能なものにしていくために、当年度の歳出を厳しく抑制することに加え、新規の後年度負担額¹の抑制を図ることが極めて重要であると言える。平成20年度予算においては、このような問題意識を背景として、新規後年度負担の抑制に特に力を注いだ。

平成20年度予算における新規後年度負担額は

（参考2） 三分類予算額推移表（平成13年度～平成20年度）

（単位：億円、%）

区 分	(2001) 13年度予算		(2002) 14年度予算		(2003) 15年度予算		(2004) 16年度予算		(2005) 17年度予算		(2006) 18年度予算		(2007) 19年度予算		(2008) 20年度予算	
	増△減	増△減	増△減	増△減	増△減	増△減	増△減	増△減	増△減	増△減	増△減	増△減	増△減	増△減		
人件・糧食費	22,267	(1.1) 235	22,270	(0.0) 3	22,185	(Δ0.4) Δ85	21,651	(Δ2.4) Δ534	21,559	(Δ0.4) Δ92	21,334	(Δ1.0) Δ225	21,015	(Δ1.5) Δ319	20,940	(Δ0.4) Δ75
歳出化経費	17,744	(Δ0.5) Δ96	17,818	(0.4) 74	18,010	(1.1) 192	17,638	(Δ2.1) Δ372	17,478	(Δ0.9) Δ160	17,542	(0.4) 64	17,738	(1.1) 196	17,442	(Δ1.7) Δ297
一般物件費	9,539	(0.6) 56	9,469	(Δ0.7) Δ71	9,331	(Δ1.5) Δ137	9,737	(4.4) 406	9,523	(Δ2.2) Δ215	9,260	(Δ2.8) Δ263	9,260	(0.0) 0	9,415	(1.7) 155
防衛関係費	49,550	(0.4) 195	49,557	(0.0) 7	49,527	(Δ0.1) Δ30	49,026	(Δ1.0) Δ500	48,560	(Δ1.0) Δ466	48,136	(Δ0.9) Δ424	48,013	(Δ0.3) Δ123	47,796	(Δ0.5) Δ217
SACO関係経費	165	(17.4) 24	165	(0.3) 1	265	(60.3) 100	266	(0.3) 1	263	(Δ1.0) Δ3	233	(Δ11.4) Δ30	126	(Δ46.1) Δ107	180	(43.2) 54
米軍再編関係 (地元負担軽減)													72	(皆増) 72	191	(163.9) 119
そ の 他	49,385	(0.3) 171	49,392	(0.0) 6	49,262	(Δ0.3) Δ130	48,760	(Δ1.0) Δ501	48,297	(Δ1.0) Δ463	47,903	(Δ0.8) Δ394	47,815	(Δ0.2) Δ88	47,426	(Δ0.8) Δ389

注1. () は伸率である。

2. 19年度以前の予算額は、20年度との比較対照のため組替え掲記している。

3. 計数は、四捨五入のため、合計と符合しない場合がある。

¹ 新規後年度負担額 防衛装備品の多くはその調達に複数年を要するため、予算上、国庫債務負担行為や継続費の形で契約権限を与えられ、その支払いの大部分は次年度以降に行われる。後年度負担が生じること自体は、調達する物品等の性格上、必要かつやむを得ないものであるが、次年度以降の負担を予め先決めしてしまうことから、防衛予算の硬直化を防ぐ上において新規後年度負担額の抑制は極めて重要である。

1兆8,330億円となっており、見かけ上、平成19年度予算における額よりも増加している。しかし、これには装備品の初度費の計上方法を20年度から改めた²ことによる影響が含まれており、これを除き、従来と同じベースで計算すると1兆7,032億円（前年度比▲952億円、▲5.3%の減少）となった。因みに、この1兆7,032億円は平成3年度以来17年ぶりの低水準である。（参考3、参考4）

この新規後年度負担額の抑制を通じた歳出化

経費の抑制のほか、人件・糧食費の抑制も防衛予算の構造上の課題であるが、後述（5.（2））のような総人件費改革への取組み等により、平成20年度の人件・糧食費は、2兆940億円（前年度比▲75億円）に抑制されている。また、3つの分類のうち、残りの一般物件費は、平成20年度において、燃料購入費の増（+135億円）などを反映して、9,415億円（前年度比+155億円）となった。

なお、これらを含め、防衛予算の中期的な課

（参考3） 後年度負担の推移

（単位：億円、%）

年度	新規分				合計		既定分		合計	
	主要装備品等		その他							
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
(1998)10	7,836	△ 5.2	9,708	△ 9.0	17,544	△ 7.4	13,528	8.4	31,073	△ 1.1
(1999)11	7,863	0.3	9,976	2.8	17,839	1.7	12,688	△ 6.2	30,527	△ 1.8
(2000)12	7,622	△ 3.1	9,915	△ 0.6	17,537	△ 1.7	12,347	△ 2.7	29,884	△ 2.1
(2001)13	7,572	△ 0.7	10,037	1.2	17,609	0.4	12,180	△ 1.4	29,789	△ 0.3
(2002)14	7,553	△ 0.3	10,140	1.0	17,693	0.5	12,260	0.7	29,952	0.5
(2003)15	7,523	△ 0.4	10,250	1.1	17,773	0.5	11,917	△ 2.8	29,690	△ 0.9
(2004)16	7,523	△ 0.0	10,383	1.3	17,906	0.8	11,611	△ 2.6	29,517	△ 0.6
(2005)17	6,832	△ 9.2	11,042	6.3	17,874	△ 0.2	11,954	3.0	29,828	1.1
(2006)18	7,177	5.1	10,766	△ 2.5	17,943	0.4	12,342	3.2	30,285	1.5
(2007)19	7,346	2.4	10,638	△ 1.2	17,984	0.2	12,333	△ 0.1	30,317	0.1
(2008)20	(6,706)	(△ 8.7)	(10,326)	(△ 2.9)	(17,032)	(△ 5.3)			(29,587)	(△ 2.4)
	7,920	7.8	10,410	△ 2.1	18,330	1.9	12,555	1.8	30,885	1.9

（注）1. 計数は四捨五入によっているので符合しない場合がある。

2. SACO、米軍再編（地元負担軽減に資する措置）経費を含む。

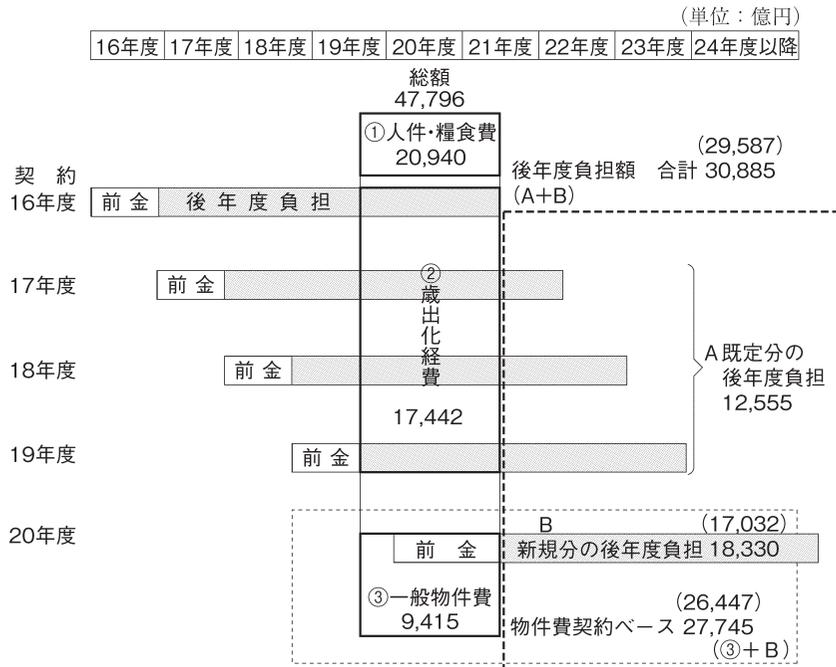
3. 20年度の上段（ ）は、初度費の計上方法を変更したことに伴う額（1,298億円）を除いた従来ベースの数値。

² 初度費の計上方法の変更 初度費とは、航空機等、特注の防衛装備品の製造等に際し、製造ラインの作成等に必要の初期投資のことである。

平成19年度までは、初年度にこの金額を全額計上することはせずに、毎年度整備する装備品の価格に含まれる形で逐次計上を行ってきたが、この方法には初度費全体の債務負担が必ずしも明確とは言えない面もあり、また支払価格の管理上の問題もあったことなどから、20年度予算において見直しを行った。具体的には、まず、20年度に新規に調達を開始して初度費が発生する装備品については、初度費を一括して国庫債務負担行為に計上した。また、19年度以前から調達を開始している装備品についても、20年度に調達を行うものに関しては、20年度予算に初度費を一括して国庫債務負担行為に計上した。

これにより、従来の方では計上されなかった金額（1,298億円）が20年度予算中の国庫債務負担行為として計上されることとなり、国の債務負担の明確性や透明性が向上した。

(参考4) 平成20年度 防衛関係費の構造



※ ()内は、初度費の計上方法を変更したことに伴う額(1,298億円)を除いた従来ベースの数値。

題は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において次のように表現されている。

「防衛関係費については、人件糧食費の増加や米軍再編経費が見込まれる中ではあるが、以下のような項目を中心に従来以上に厳しい削減に取り組み、今後5年間、人件費を含む国(一般会計)の予算について名目伸び率ゼロ以下の水準とする。

- ・ 総人件費改革等を通じた自衛官実員の削減
- ・ 3自衛隊の装備品、在庫部品等の調達効率化・合理化
- ・ 入札談合再発防止の徹底を通じた予算削減(防衛施設の特性に配慮しつつ、公共事業総合コスト縮減率(5年間で15%)の達成を含

む。)

- ・ 在日米軍駐留経費負担の所要の見直し
- ・ 基地周辺対策の抜本見直し

ここに列举されている課題のうちには、基地周辺対策の抜本見直しなど、平成19年度予算編成から本格的に取り組みがなされているものもあるが、以下において、平成20年度予算編成における主要な取組みである、2番目の装備品調達改革と4番目の在日米軍駐留経費負担の見直しを紹介していく。

3. 装備品調達改革

さきに述べたように、防衛省を巡る一連の事案により装備品調達の公正性、透明性に疑念が

生じていたことから、平成20年度予算においては、例年に増して調達効率化・合理化・透明化に積極的に取り組んだ。

装備品調達の見直しに関する取組みは多岐にわたるが、いくつか主要なものを挙げれば、次のようなものである。

- ・ 防衛省において、装備品の研究開発、購入、維持整備等の装備品関連事業についてコスト縮減達成目標を設定し、5年間で15%の縮減を目指すこととした。コスト縮減の対象となる事業の総額は平成19年度においては約1.8兆円の規模であり、今後の取組みにより大きな成果を挙げることが求められている。
- ・ 随意契約の見直しに関しては、原則として平成19年度までに、随意契約によることが真にやむを得ない場合を除き、競争入札等の競争的な手法による契約形式をとるようにすることとしており、平成20年度予算においては、装備品の取得、整備について競争入札等に移行することに伴い、▲59億円の節減を反映している。
- ・ 装備品調達に対するチェック機能を強化するため、これまで行われていなかった、地方における調達に対して第三者機関（入札監視委員会）による監視を始めるなど、監視体制の拡大・強化等を図ることとしており、装備品調達の競争性や透明性の向上に向けて取り組んでいる。

更に、このほかにも、輸入品の調達における商社の関与のあり方の白紙的な検討、ライフサイクルコスト（LCC）の管理の強化、航空機

の機種選定手続きの改善などを行うこととしている。（参考5）

また、平成20年度予算の編成後も、装備品調達の改革に向けた議論は続けられている。この原稿を書いている2月上旬現在、防衛調達の公正性・透明性を確立するため官邸に設置された「防衛省改革会議」や、防衛省の「総合取得改革推進プロジェクトチーム」などにおいて、防衛装備品の調達手続の見直しなどが議論されているが、これらを通じて、調達手続の見直しや情報公開を進め、調達の一層の合理化・効率化という成果をあげていかなければならない。

予算編成の担当者としても、予算執行調査などによって装備品の契約の実態等を把握する努力を強化していく必要があり、このような取組みを通じて、防衛省における装備品の調達が適切に行われるように努めていかなければならないと考えている。

4. 在日米軍駐留経費負担の見直し

我が国には約3.3万人の米軍人が駐留をしているが、米軍駐留経費については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するため、日米地位協定等に基づき我が国として必要な負担を行ってきており、その総額は平成19年度予算では2,173億円である。この経費は、「提供施設整備費」、「労務費」、「光熱水料等」及び「訓練移転費」³の4種類からなっており、我が国が経費を負担する根拠としては、いわゆる地位協

³ これらのうち、「提供施設整備費」は米軍人の家族住宅の建設等を行うものであり、また、「光熱水料等」は米軍基地内で用いられる電気、ガス、水道、下水道、軽油、灯油、プロパンガスの経費を負担するものである。

(参考5)

◆ 装備品調達効率化・合理化・透明化

- ① コスト縮減達成目標の設定
装備品関連事業（研究開発、購入、維持整備等。平成19年度予算では約1.8兆円）を対象に、平成23年度までに15%縮減を目指す
- ② 随意契約の見直し
 - ・ 随意契約を縮小・一般競争入札を拡大
原則として、平成19年度までに、随意契約によることが真にやむを得ない場合を除き競争入札等の競争的な契約方式に移行する計画
 - ・ 装備品の取得・整備について競争入札等に移行すること等により、20年度予算に▲59億円の減少を反映 <契約ベース>
- ③ 主要装備品等の新規後年度負担額の抑制
装備品調達の効率化・合理化等により、主要装備品等の新規後年度負担額（従来ベース）を6,706億円に抑制（17年度以来3年ぶりに7,000億円未満）
（新規後年度負担額に20年度歳出を加えた契約ベースでは、6,784億円）
- ④ 装備品調達に対する競争性や透明性の向上
 - ・ 装備品調達のチェック機能を強化するため、本省における防衛調達審議会（第三者機関）に加え、地方防衛局に設置された入札監視委員会においても新たに監視を実施することを検討するなど、体制を拡大・強化
 - ・ 航空機の機種選定について、選定手続の見直しを図り、選定結果・理由等の公表を拡充するとともに、併せて、競争入札方式を適用する航空機の範囲拡大を検討
（平成19年末に次期固定翼哨戒機 P-1 について選定結果・理由等を公表）
 - ・ 輸入品の調達における商社の関与のあり方の白紙的な検討
（防衛省総合取得改革 PT で19年度末までに検討成果等を報告）
- ⑤ 装備品のライフサイクルコスト（LCC）の低減・管理の強化
 - ・ 20年度予算での LCC 低減例：掃海艇船体の繊維強化プラスチック（FRP）化
→ 艦齢を約2倍に延伸し、LCC を約▲120億円減（※）
※ 約30年間に木造艦2隻を建造する場合と FRP 艦1隻を建造する場合を試算
 - ・ LCC について統一的な算定方法を確立するとともに、LCC を公表して将来における検証に活用
- ⑥ 納入企業に対する総利益率（GCIP）の削減
納入企業の経営努力を促すため、企業に支払う GCIP を過去10年間（実績）の最低値から10%削減等

定の範囲内で手当てされるものと、いわゆる特別協定に基づくものとで構成されている。(参考6)

平成20年度予算編成においては、特別協定の見直しと、地位協定の範囲内の措置のうち、駐留軍等労働者の労務費の見直しという2つの制度的な課題に取り組んだ。

(1) 特別協定の見直し

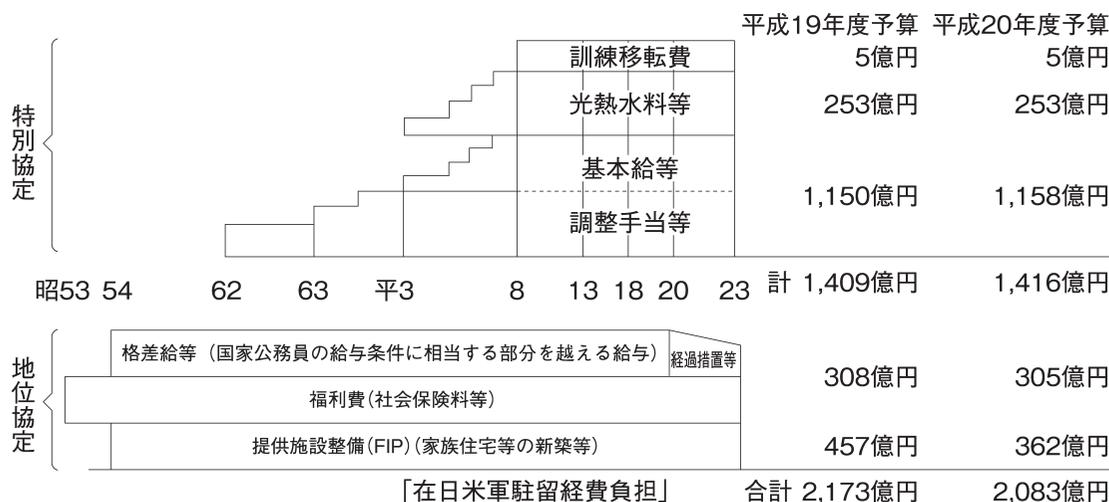
特別協定は、昭和62年度に初めて発効して以来、これまで原則として5年間に一度改定がなされてきたが、前回(平成17年)の改定交渉では、従前の措置を全て据え置きとして、従来よりも更に暫定的な2年間の協定となった(2年単純延長)。その結果、現行の特別協定の期限

は平成19年度末となり、それ以降の協定の取り扱いが平成20年度防衛予算編成の焦点の一つとなった。

日米間の交渉が行われている最中、テロ対策特別措置法の失効、そして海上自衛隊の補給艦等の帰還という出来事が起こった。これらは特別協定の交渉に直接的に関係するものではなかったが、いずれにしても難しい環境のもとで交渉が行われた末、平成19年12月に新しい特別協定に関する両国間の実質合意に辿り着いた。

新しい特別協定は、期間を3年間とし、労務費と訓練移転費については、現行協定と同様の内容とした一方、光熱水料等については一定の減額を行うこととし、平成20年度は、平成19年度と同額の約253億円、平成21年度と平成22年

(参考6) 在日米軍駐留経費負担の経緯



(参考)地位協定：「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭和35年(1960年)～)

特別協定：「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」

度は、それぞれ約249億円の負担を行うこととした。⁴ このように日本側負担の削減が合意されたのは、平成12年の前々回の交渉以来のこととなった。⁵

(2) 「格差給」等の労務費の見直し

駐留軍等労働者（約2万5千人）は、戦後の一時期に国家公務員であったという経緯もあり、その給与改定については、国家公務員に準じた俸給表に基づき人事院勧告に沿って行うという取り扱いがなされてきている。しかしながら、基本給の1割相当の額が「格差給」⁶ 手当として基本給とは別に支給されるなど、米軍基地に勤務する特殊環境を考慮したとされる手当（国家公務員にはない手当や、国家公務員の水準を上回る手当）が残されており、その総額は平成19年度予算で102億円であった。

これらの措置については、財政制度等審議会の建議においてもかねてから廃止が提言されており、平成20年度予算編成にあたり、政府側から廃止を申し入れた。これに対して、労働組合によるストライキが波状的に2回行われるなど労使交渉は難航したが（ストライキの実施自体が平成3年以来、16年ぶり）、3回目のストライキの直前の平成19年12月18日ようやく労使

合意に至り、「格差給」等、国家公務員の水準を上回る手当等については、平成20年4月からすべて廃止されることとされた。⁷

(3) その他の在日駐留経費負担の見直し

このほか、提供施設整備費についても、前年度比で▲20.7%減額するなどとして、在日米軍駐留経費負担の合計は2,083億円（前年度比▲90億円（▲4.1%）減少）となった。なお、在日米軍駐留経費負担のピークは平成11年度の2,756億円だったが、平成20年度の2,083億円はそのほぼ4分の3となり、平成4年度以来、16年ぶりの水準となっている。

(4) 独立行政法人の見直し

在日米軍駐留経費負担に関連して、関係する独立行政法人「駐留軍等労働者労務管理機構」の予算も大きく見直した。この予算は、独立行政法人の職員の人件費及び物件費と、駐留軍等労働者の福利厚生費などに充てられているが、独立行政法人改革の一環として平成20年度予算においてこれらを厳しく見直し、過去最大となる10.0%の削減を行った。

⁴ なお、仮に、現行の特別協定の内容が変更されなかった場合は、原油価格の高騰等を反映して、平成20年度には約267億円（平成19年度予算比+約13億円）の光熱水料等の負担が必要となっていたところであり、新しい特別協定における平成20年度の253億円（前年度同額）の負担は、現行協定と比べると実質的には約13億円の削減がなされたといえる。

⁵ 平成12年の交渉においては、光熱水料等の負担について、それまで行っていた基地外の住宅分の除外を行い、また、基地内の使用分の日本側負担の上限の引下げを行った。

⁶ 格差給の淵源は、昭和22年の労使交渉の結果の給与改定で、国家公務員の基本給よりも1割増額する措置が採られたことによる。

⁷ 廃止に際しては、現給保障等の激変緩和措置がとられており、初年度である平成20年度予算には約5.2億円分の削減が反映され、残りの削減は平成21年度以降に順次反映されることとなった。

5. 平成20年度予算編成における 諸論点⁸

(1) 防衛力の近代化等

我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえて、海洋の安全確保や防空能力の向上のため、次期固定翼哨戒機 P-1 の取得開始や戦闘機 F-15 の近代化改修の一括化などを行っている。これらを含め、平成20年度における装備品等の取得の概要は以下のとおりである。

① 主要装備品等の整備（参考7）

i) 陸上自衛隊

着上陸侵攻対処型の代表的な装備である90式戦車9両、99式自走155mmりゅう弾砲8両を前年度と同じ数量に抑えるとともに、高額化が問題となった戦闘ヘリコプター AH-64D の取得を見送るなど、装備品の

（参考7） 主要装備品(主なもの)の整備規模

区分	種類	19年度	20年度
陸上自衛隊	戦車	9両	9両
	火砲（迫撃砲を除く。）	8両	8両
	装甲車	18両	22両
	戦闘ヘリコプター（AH-64D）	1機	—
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	1機	2機
	中距離地对空誘導弾	1個中隊	1個中隊
海上自衛隊	イージス・システム搭載護衛艦の能力向上	1隻	—
	護衛艦	1隻	1隻
	潜水艦	1隻	1隻
	新固定翼哨戒機	—	4機
	哨戒ヘリコプター（SH-60K）	5機	—
	掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）	—	3機
航空自衛隊	地对空誘導弾ペトリオットの能力向上	1個高射群	定期修理予備用 1セット
	戦闘機（F-15）近代化改修	—	20機
	戦闘機（F-2）	8機	—
	輸送ヘリコプター（CH-47J）	1機	1機

取得の抑制を図っている。

他方で、89式小銃約2万丁を一括契約で取得するほか、国際平和協力活動仕様の車両等の取得など、機動性や即応性、実効性の向上に重点を置いた整備を行っている。

ii) 海上自衛隊

現有の哨戒機に比べ、飛行性能、探知性能等が向上した次期固定翼哨戒機（P-1）4機の取得などにより海洋の安全確保のための能力向上を図ることとしている。

他方、20年度及び21年度に別々に契約する予定であったP-1及び掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）について、納入年度は変えず、一括して契約することなどにより、約136億円を節減するほか、哨戒ヘリコプターや救難飛行艇の取得を見送るなどにより、装備品取得経費の抑制を行うこととした。

iii) 航空自衛隊

近年顕著な周辺諸国航空戦力の近代化に対応するため、戦闘機F-15の近代化改修に係る経費として、20機609億円を計上している。これは、現在の「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（以下、「中期防」）における整備目標機数のうち、未整備分の機数すべてを一括して手当てするものとなっている。

また、輸送ヘリコプターCH-47J 1機、救難捜索機U-125A 1機及び救難ヘリコプターUH-60J 1機を計上し、作戦遂行能力や災害派遣対応能力の強化を図るとともに、基地警備の強化のための所要経費を計上し、ゲリラ・特殊部隊対応能力の向上

⁸ 平成20年度予算において初度費の計上方法を変更したことから、装備品等の価格は、初度費を含まないベースで記述している。

も図っている。

② 弾道ミサイル防衛（BMD）システムの整備

BMD 関連経費としては、弾道ミサイルに効果的に対処する上で必要な事業を引き続き実施するため、契約ベースで1,132億円を計上している。

具体的には、ペトリオット・システムの能力向上や PAC-3 ミサイルの取得等のために435億円を、レーダー網の整備のために180億円を、それぞれ計上するとともに、イージス艦用迎撃ミサイルの能力向上に係る日米共同開発等を実施する経費として、201億円を計上している。

③ その他

ゲリラや特殊部隊、核・生物・化学兵器による攻撃など、ポスト冷戦型の新たな脅威や多様な事態等への対応についても、引き続き重点化を行っている。この関係で、十分な火力と高い空輸性・路上機動性を兼ね備え、ゲリラ・特殊部隊や島嶼部侵攻へのより迅速な対応を可能にする「機動戦闘車」の開発経費を、初めて計上した⁹。

(2) 総人件費改革など人件費見直し

国の行政機関の定員について5年で5%以上を純減するという総人件費改革の一環として、自衛官の実員（約24万人）の純減もこの改革の対象となっており、行政改革推進法により、自衛官の実員も行政機関に準じて純減することとされている。これまでは6,000人の自衛官の純

減計画までしか作成されていなかったが、さらにこれを積み増し、合計9,750人の純減を行うこととした。¹⁰

このような総人件費改革への取組みなどを反映して、平成20年度予算には自衛官実員1,015人、事務官等251人の合計1,266人の防衛省職員の純減が織り込まれており、人件費の削減に貢献している。

(3) 米軍再編関係経費

在日米軍の再編については、抑止力の維持と地元負担の軽減を主眼として、平成18年5月に日米間で「再編実施のための日米のロードマップ」が取りまとめられている。この主な内容は以下の通りであり、措置ごとに定められたタイムテーブルに沿った取組みが進められてきている。

○ 沖縄関係

- ・普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設
- ・在沖米海兵隊のグアム移転
- ・嘉手納飛行場以南の地域の土地の返還
- ・嘉手納飛行場所在米空軍機の本土への訓練移転 等

○ 本土関係

- ・航空自衛隊総隊司令部等の横田飛行場移設
- ・厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐 等

また、こうした措置を円滑かつ確実に実施するため、再編関連の防衛施設の周辺市町村に対

⁹ 将来「機動戦闘車」を装備化する場合は、戦車と併せ、戦車数量（現在の「防衛計画の大綱」では約600両）を超えないことを想定している。

¹⁰ 純減目標の9,750人には、防衛医科大学校の独立行政法人化による事務官等（非自衛官）の非公務員化（平成17年度末定員1,065人）を含んでいる。（ただし、この1,065人分は、「国の行政機関の定員の純減について」（18.6.30閣議決定）には含まれていない。）

する再編交付金の交付等を定めた駐留軍等再編特措法が平成19年に成立している。

平成20年度予算においては、米軍再編関係経費のうち地元の負担軽減に資するための措置について、再編交付金（62億円）、空母艦載機の移駐等のための事業（58億円）、普天間飛行場の移設（48億円）など合計191億円を計上している（平成19年度予算72億円）。

また、後年度の負担を含めた契約ベースでも上記の事業を中心に370億円を計上（平成19年度166億円）しており、米軍再編の本格的な進展に対応している。

(4) 中期防の取り扱い

我が国の防衛力整備は、長期的な防衛力水準の在り方を示す「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」¹¹（以下、「防衛大綱」）の下、5年毎の中期的な主要事業の計画や防衛力整備量を示す中期防に沿って、計画的に行われている。

現行の中期防は、平成21年度までの防衛力整備の計画を定めているが、策定3年後（平成19年末）に、国際情勢、技術的水準の動向、財政事情等の内外諸情勢を勘案し、所要経費の総額（24兆2,400億円）の範囲内において必要に応じ見直しを行うこととされていた。現行の中期防策定時以降、周辺国戦力の近代化等を含め、様々な情勢の変化が見られるが、平成19年末においては、前述のように、防衛省の装備品調達を巡る各種の事案を契機に、装備品調達の透明性等について「防衛省改革会議」などで議論が行われている状況であり、今後の中期防の取り扱いについては、このような状況等を踏まえて

検討することが適切であったことから、平成19年末の時点では現行の中期防は見直さないこととされた。

6. おわりに

これまで平成20年度の防衛予算を概観してきたが、防衛予算に関する課題は今後も山積している。

主な課題をいくつか挙げれば、まず、既に述べたように防衛装備品の調達改革は現在進行形である。装備品調達の改革については、平成20年度予算でも可能な限りの内容を反映したところだが、「防衛省改革会議」等での議論を経て、今後、更に本格的な改革を実現する必要がある。また、こうした調達改革の議論の方向性等を踏まえ、今後の中期防の取り扱いについても検討を行わなければならない。

更に、防衛予算の柔軟性の回復のため、今後も効率化・合理化を推進し、新規後年度負担や歳出化経費の抑制への取組みを強めていかなければならない。

以上に加えて、今後一層本格化していく米軍再編事業への対応も待ったなしである。

2007年に防衛庁から防衛省への移行が行われたが、その後の約一年は激動の時期となった。今後の道のりも平坦ではないと見通されるものの、より良い防衛予算を目指す取組みに終わりはしない。

（文中、意見にわたる部分は筆者の私見である。）

¹¹ 現行の防衛大綱と中期防は、ともに平成16年12月10日に安全保障会議及び閣議で決定されている。